

青森県報

第三千三百四十八号

平成二十三年
二月七日
(月曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(保 険 課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………(同) ……二
- 公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三

告 示

青森県告示第百八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス業 業を行 つ 所	指 定 年 月 日
特定非常利 活動法人双 松福祉会	三戸郡階上町大 字角柄折字餅栗 久保四の一	訪問介護	三戸郡階上町大 字角柄折字餅栗 久保四の一	平成 三・一三
アリア介護 ステーション 株式会社	青森市大字大野 字鳴滝七八の四	訪問介護	青森市大字大野 字鳴滝七八の四	三・一五
日本健康開 発株式会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	訪問介護	弘前市大字外崎 五丁目二の一 田八ウス一〇一 号	三・一七
医療法人明 友会	青森市青柳二丁 目九の三八	訪問介護	青森市東造道一 丁目五の六	"

青森県告示第百九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ハリ コー	弘前市大字新町 一六七の一	弘前介護相談セ ンター	弘前市大字代官 町四五代官町木 村ビル二階	平成 三・一四

青森県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人明友会	青森市青柳二丁目九の三八	介護予防訪問介護	ケアステーションの杜	青森市東道一丁目五の六	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	介護予防訪問介護	ひなた外崎	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一 田八ウスー〇一	三・一・七
アリア介護ステーション株式会社	青森市大字大野字鳴滝七八の四〇	介護予防訪問介護	アリア訪問介護サービス	青森市大字大野字鳴滝七八の四〇	三・一・五
特定非営利活動法人双松福祉会	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション 双松	三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一	平成 三・一・三
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日

社会福祉法人諏訪ノ森会	青森市大字諏訪沢字丸山七二	居宅介護支援事業所はなまる	青森市大字駒込字蛸沢四八の一七	三・一・五
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	ひなた弘前大病院前	弘前市大字本町六九	三・一・七
医療法人明友会	青森市青柳二丁目九の三八	ケアステーションこもれびの杜	青森市東道一丁目五の六	"

青森県告示第百十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	平成三・二・五
変更後	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	平成三・二・五

青森県告示第百十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	生活介護	八戸市大字妙字分枝二七の一	平成 三・二・一
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	施設入所支援	八戸市大字妙字分枝二七の一	"
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	短期入所	八戸市大字妙字分枝二七の一	"

社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	生活介護	ライプリーライプリー妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	"
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	就労移行支援	ライプリーライプリー妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	"

青森県告示第百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	平成三・二・一

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
-------	-----	-------------

青森市本町二丁目一の二六	宅地	三九七・〇〇
青森市奥野三丁目四四七	宅地	一、二九九・五七
八戸市大字妙字坂中八の一	宅地	三、一九六・六二
西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字小夜六七の一八五	宅地	一、二八九・九三
西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字大和田三九の五	宅地	一〇、四一〇・四五
北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二一の六七	宅地	八七七・二五
むつ市桜木町一六の三	宅地	七四六・八五

二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所
青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課
青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時
1 入札場所
青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課
2 入札日時
平成二十三年三月七日 午前九時から
平成二十三年三月十四日 午後五時（必着）まで

- 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。
- 3 開札場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階入札室
- 4 開札日時
平成二十三年三月二十三日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行つ。
- 六 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 七 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 八 代金の納入期限
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
- 九 その他
 - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 2 物件の引渡しは、現状有姿により行つので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭